



県民の皆様へ

山形県パートナーシップ宣誓制度

のお知らせ

令和6年1月
スタート

交付番号

山形県パートナーシップ宣誓書受領証

山形県パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき、
お二人がパートナーシップの宣誓をされたことを証します。

【本人】 様 【パートナー】 様

(年 月 日生) (年 月 日生)

年 月 日

山形県知事 ○○ ○○

見本

山形県パートナーシップ宣誓書受領証（表面）

山形県では、すべての県民が、性別に関わりなく個人として尊重され、社会や地域において個性や能力を十分に発揮できる社会の実現を目指し、「山形県パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。

本制度は、性的マイノリティのカップル（※）が、互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを約束した関係であることを宣誓するものです。

※ 双方又はいずれか一方が性的指向（自己の恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向）が必ずしも異性愛のみではない方又は性自認（自己の属する性別についての認識）が出生時の性と異なる方であるカップル

山形県は、お二人が宣誓したことを証明する「山形県パートナーシップ宣誓書受領証」を交付します。

本制度に関するお問い合わせ先

山形県 しあわせ子育て応援部 多様性・女性若者活躍課
〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

【電話番号】 023-630-3269

（祝日・年末年始を除く月曜日から金曜日 8時30分から17時15分まで）

【FAX】 023-632-8238

【メール】 ywakamono@pref.yamagata.jp

制度についての詳細は、下記ホームページからご覧いただけます。

山形県パートナーシップ宣誓制度

検索

<https://www.pref.yamagata.jp/010003/kurashi/jinken/sankaku/partnership/y2023.html>



宣誓書受領証の裏面

○この受領証の提示を受けた方は、山形県パートナーシップ宣誓制度の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。
問い合わせ先：山形県 しあわせ子育て応援部 多様性・女性若者活躍課
Tel 023-630-3269

○氏名（通称を使用している場合、戸籍上の氏名）
【本人】 _____ 【パートナー】 _____

○子の氏名
_____ (年 月 日生) _____ (年 月 日生)

○特記事項

○緊急連絡先（この欄の記入は自由です。）
私が急病やけが等で緊急の場合、パートナーへ連絡してください。
パートナー _____ 本人 _____
連絡先 _____ 自筆署名 _____

見本

山形県パートナーシップ宣誓書受領証（裏面）

「山形県パートナーシップ宣誓書受領証」の裏面には、以下が記載されています。

- ①宣誓された方が通称を使用している場合の戸籍上の氏名
- ②お二人が未成年のお子様を育てられている場合のお子様の氏名及び生年月日
- ③緊急の場合のパートナーへの連絡先
※この欄への記載は自由となっています。

宣誓書受領証の提示を受けた方へ

「山形県パートナーシップ宣誓書受領証」は、制度を利用する方々がサービスの提供を受けるにあたり、自分たちの関係を示すために使用するものです。

性的マイノリティの当事者が抱える困難の一つとして、本人の同意なく、性的指向や性自認、戸籍上の性別等の情報を暴露されること（アウトティング）があります。

「山形県パートナーシップ宣誓書受領証」の提示を受けた方は、本制度の趣旨を十分にご理解いただき、アウトティングや不当な差別的取扱いを行わない等、適切な対応についてご配慮いただきますようお願いいたします。

山形県の取組み

山形県パートナーシップ宣誓制度は婚姻制度と異なり、法律上の効果は生じませんが、「山形県パートナーシップ宣誓書受領証」の交付を受けた方については、県営住宅の入居申込や、県立病院での面会等において、法律婚の配偶者と同様に取扱うこととしています。

今後も対象となる行政サービスの拡大や、性の多様性に関する周知啓発に取り組んでまいります。

パートナーシップ宣誓制度へのご理解・ご協力をお願いします

性の多様性を尊重する観点から、近年、パートナーシップ宣誓制度の利用者に対し家族同様のサービスを提供する企業や、多様な人材が活躍できる職場環境の整備を進めていく一環として、性的マイノリティの社員に配慮した職場づくりに取り組む企業が出てきています。

県民の皆様におかれましては、制度の趣旨をご理解いただき、性的マイノリティの方々が抱える困難や課題が解消されるよう、本制度へのご理解とご協力をお願いします。